

アメリカ版画評議会編
紙本作品貸出のためのガイドライン

2015年デジタル版

GUIDELINES FOR LENDING WORKS OF ART ON PAPER
PRINT COUNCIL OF AMERICA

2015 digital edition



越川倫明／坂本雅美／渡辺晋輔 訳

国立西洋美術館

2016

アメリカ版画評議会編
紙本作品貸出のためのガイドライン
2015年デジタル版

越川倫明／坂本雅美／渡辺晋輔 訳
制作：印象社

表紙：
ジョン・スローン《版画鑑定人たち》(連作「ニューヨークの都市生活」より)
1905年、エッチング、フィラデルフィア美術館

Print Council of America
Guidelines for Lending Works of Art on Paper
2015 digital edition

Translated into Japanese by:
Michiaki Koshikawa, Masami Sakamoto and Shinsuke Watanabe
Produced by:
Insho-sha
©The National Museum of Western Art, Tokyo 2016

Original English edition:
Copyright Print Council of America, Inc. 2015

Cover image:
John Sloan
Connoisseurs of Prints, from the series *New York City Life*, 1905
Etching
Plate: 5 × 7 inches (12.7 × 17.8 cm)
Sheet: 9 3/4 × 12 5/8 inches (24.8 × 32.1 cm)
Philadelphia Museum of Art, Purchased with funds contributed by Lessing J. Rosenwald and with the
Katharine Levin Farrell Fund, 1956-35-63

The Japanese translation right was kindly granted by the Print council of America. The National Museum of Western Art, Tokyo expresses its sincere gratitude to Mr. James A. Ganz, presently the President of the Print Council of America.

目次

序 ジェイムズ・A・ガンツ

1995年版の序 リチャード・S・フィールド

- 1 貸出の可否を判断する際の諸要因 —— *p. 7*
 - 1.1. 全般的考察
 - 1.2. 個々の機関の貸出方針
 - 1.3. 申請から貸出までの時間的余裕について
 - 1.4. ひとつの展覧会に貸し出す作品数について
 - 1.5. 貸出申請書の評価
 - 1.5.1. 貸出目的(展覧会その他)の評価
 - 1.5.2. 借り手機関の評価
- 2 展示場の評価 —— *p. 8*
 - 2.1. 設備
 - 2.1.1. 貸出作品の取り扱い
 - 2.1.2. 警備・防犯
 - 2.1.3. スプリンクラー・システム
 - 2.2. 温度と湿度
 - 2.2.1. 展示・収蔵エリアの温度
 - 2.2.2. 展示・収蔵エリアの相対湿度
 - 2.3. 汚染
 - 2.4. 光に対する露出
 - 2.4.1. 紫外線
 - 2.4.2. 赤外線
 - 2.4.3. 可視光線
 - 2.4.4. LED照明
 - 2.4.5. 露出期間
 - 2.4.6. 照明の強さ
 - 2.4.7. 光の影響を軽減する方法
 - 2.4.8. 露出時間の記録
- 3 貸出対象作品の素材に関する検討 —— *p. 13*
 - 3.1. 脆弱な作品: 描画材料、支持体、状態、本来の特性
 - 3.2. 輸送に向かない作品
 - 3.3. 特殊事例
- 4 マッティング・額装・グレージング —— *p. 14*
 - 4.1. マッティング
 - 4.2. 額装
 - 4.2.1. 一般的諸条件
 - 4.2.2. グレージング
 - 4.2.3. 密封

- 4.2.4. 額装なしの作品の輸送
 - 4.2.5. 額装の取り外しに関する制約
 - 4.2.6. 借り手の要求による特別仕様の額装
 - 5 保険 —— *p. 16*
 - 5.1. 評価額の決定
 - 5.2. 国家補償
 - 6 作品の状態と損傷 —— *p. 17*
 - 6.1. 状態調書
 - 6.2. 損傷
 - 6.2.1. 貸し手機関に対する損傷の報告
 - 6.2.2. 修復処置
 - 6.2.3. 保険会社に対する通知
 - 7 輸送 —— *p. 18*
 - 7.1. 梱包と輸送箱
 - 7.2. 輸送方法
 - 7.3. クーリエとアカンパニア
 - 7.3.1. クーリエ
 - 7.3.2. ハンド・キャリー(手持ち輸送)
 - 7.3.3. アカンパニア
 - 8 その他 —— *p. 20*
 - 8.1. 経費と料金
 - 8.2. 写真使用および撮影の制限
 - 8.3. 複製許可
 - 8.4. 国際的な貸出
 - 9 参考文献 —— *p. 21*
 - 9.1. 一般的諸問題に関する手引き
 - 9.2. スプリンクラー・システムについて
 - 9.3. 対光露出について
 - 9.4. 展示会場設営の材料について
 - 9.5. 梱包および輸送箱について
 - 9.6. クーリエとアカンパニアについて
 - 10 助言の依頼先 —— *p. 24*
 - 11 参考図 —— *p. 25*
 - 12 免責事項 —— *p. 26*
- 初版訳者あとがき
- 2015年版訳者あとがき

紙本作品貸出のためのガイドライン

序

1960年代後半にアメリカ版画評議会（PCA）の役員会は、紙本作品（版画や素描など紙を支持体とする作品）特有の性質や課題を反映させた、規格化された貸出方針および手順が必要だと考えた。ボストン美術館のエリナー・セイヤーの手引きのもと、1972年に一揃いのガイドラインが起草され、配布が準備されたが、何らかの理由でこのプロジェクトは棚上げされた。現行のガイドラインの起源は、1988年にクリーヴランドで開催されたアメリカ版画評議会における、貸出方針に関するパネル・ディスカッションにまで遡らせることができよう。これを受けて評議会の代表であったジェイ・フィッシャーは、紙本作品の貸出の取り扱いに関する、規格化された規約の出版に着手することを提案したのである。この1988年のパネル・ディスカッションの司会を務めたヴァーナ・カーティスに、スザンヌ・ポーシュ、マージョリー・B・コーン、マーガレット・モーガン・グラセツリが加わり、草稿が作られた。彼らの作業は会員に配られたアンケートによって周知された。これは通常の作業方法や関連する助言を求めるものでもあった。『ガイドライン』の草稿は版画素描学芸員国際諮問委員会および1992-1993年のPCAの役員会で配布され、1995年、当時代表であったリチャード・S・フィールドの序文とともに2,500部が刷られ、出版された。『ガイドライン』はアメリカ版画評議会のほか、アメリカ美術館協会レジストラー委員会、版画素描学芸員国際諮問委員会のメンバー全員に配られた。1998年には国立西洋美術館版画素描担当研究員の越川倫明の発案により、日本語訳が作られた。2014年に第一版が底をつくまで、この『紙本作品貸出のためのガイドライン』はアメリカ版画評議会の新メンバー全員に、評議会会員となると同時に渡された。また、評議会に属していない個人や組織も購入することが可能であった。

ここ20年間における作業方法や基準の変化を勘案して、この新たな改訂版はボストン美術館保存・所蔵品管理部門アジア美術保存スタジオの保存修復専門家である、ジョーン・ライトによってチェックされた。彼女のボストン美術館における同僚の幾人かは時間と経験を注いだ。ボランティアのジョアン・ピンコヴィッツは初版の冊子のテキストを打ち込んだ。予防保存のためのコレクション・マネージャーであるエリザベス・バーンはLEDに関する部分を執筆し、照明と環境に関する部分を修正し、さらにオンラインの参照先をいくつか加えた。アソシエート・レジストラーのシボーン・ファイラーは保険とクーリエ、国内外の貸出に関する部分に加筆し、本書全体に修正を加え、オンラインの参照先をいくつか加えた。アジア美術保存スタジオの所長ジャッキー・エルガーは最終校に加筆した。私はまた、サンフランシスコ美術館の同僚たち、紙本作品保存部門長のデブラ・エヴァンスとアソシエート・コンサヴァターのヴィクトリア・ビンダー、メロン・フェローのヘザー・ブラウンに対して、彼らが多くの示唆に富む修正を加えてくれたことに謝意を表したい。またコーネル大学ハーバート・F・ジョンソン美術館のアンドリュー・ヴァイスローゴルには、素晴らしい校正をしてくれたことに感謝している。

ジェイムズ・A・ガンツ
アメリカ版画評議会代表

1995年版の序

アメリカ版画評議会は、アメリカ合衆国とカナダの、紙本作品担当の美術館学芸員を代表する組織である。数年前、本評議会は、紙本作品による展覧会の開催および作品の貸出という、会員たちが共通して関心を寄せる問題について、なんらかの取り決めを行なおうと決定した。私たちは、美術館、図書館、個人コレクションの同僚たちとともに、私たちの管理下にある美術作品をもっとも効果的に運用し、かつ適切に保存していくためのガイドラインを必要としていた。当時の評議会代表であるジェイ・フィッシャーの呼びかけのもと、学芸員と保存修復担当者の双方から助言を求めるための小委員会が発足した。多くの同僚たちの力添えを得た結果、本報告書が作成され、スーザン・ポーシュ(メトロポリタン美術館学芸員)、マージョリー・B・コーン(ハーヴァード大学附属美術館学芸員)、ヴァーナ・カーティス(アメリカ議会図書館学芸員)、マーガレット・モーガン・グラセツリ(ワシントン・ナショナル・ギャラリー学芸員)の各氏によって丹念に推敲された。本評議会は、本書の校正刷りにいくどとなく目を通してくれた各氏の尽力に、深く感謝する次第である。

鑑賞や研究に供するために紙本作品を展示するという行為には、必ずその代償が伴うことになる。すなわち、作品の物理的保存状態に対して相応の悪影響を与えざるを得ないのである。美術館で働く者は誰しも、作品を保存するという要請と、作品の価値を他の人たちと共有するという目的との間で、避けがたい矛盾にとらわれる宿命にある。紙本作品の展示や貸出に関する決定を下そうとするとき、そこで直面する問題は必ずしも単純ではない。こうした場合には常に、展示や貸出に伴うリスクおよび既知の物理的問題点を、対外的な義務や機関としての義務に対して秤にかけて、難しい意志決定を行なう必要が生じてくるのである。以下のガイドラインは、こうした決定を下さなければならないときに、学芸員やその他の美術作品管理者の助けとなるように意図されている。対象とする作品の種類はさまざまで、版画、素描、水彩、建築素描、写真、細密画、複合技法作品、書籍、挿絵入り写本、卷子本などである。このガイドラインが、専門的判断基準のベースを提供できることを願っている。

本ガイドラインは、貸出および展示において以下のような諸側面に配慮するよう勧めるものである：

- ・ 貸出申請の目的と適切性
- ・ 展示会場の施設条件(特に重要な点は温湿度と照明である)
- ・ 個々の対象作品が輸送に耐えるかどうか
- ・ マッティング、額装、グレージング、梱包、輸送箱、輸送方法などに関する配慮
- ・ クーリエの義務
- ・ 貸出料や貸出作品の写真提供に関する慣習、国際的な貸出に付随する諸問題

結局のところ、こうしたタイプの意志決定は個々の判断の問題であり、個々の貸出申請に対してケース・バイ・ケースで決定を下すことが必要になる。そして、最終的な決定権は当然ながら個々の機関に属するべきである。

リチャード・S・フィールド
アメリカ版画評議会代表

1 貸出の可否を判断する際の諸要因

1.1. 全般的考察

作品を所蔵する機関およびその学芸員が負う第一の責務は、作品を可能な限りよい状態で、可能な限り長く保存することである。しかしながら一方で、明らかに、作品の審美的価値はその外観を適切に観察し得る条件下で鑑賞されてはじめて評価が可能になる。ある作品について貸出申請を受けたとき、学芸員は、保存修復担当者やレジストラの助けを借りながら、申請の目的、作品の物理的特性と状態、作品の安全と保存を確保する借り手の能力などについて検討する。こうした点を考慮する際に、学芸員と所蔵する機関はしばしば「希少で価値ある作品を末永く保存していくことの価値」と、「現時点でさまざまな観衆に対して研究と鑑賞の機会を提供することの価値」とを、秤にかけて比較することを余儀なくされるのである。

1.2. 個々の機関の貸出方針

すべての所蔵機関は、作品の作者あるいは寄贈者から法的に規定された貸出の制限がある場合には、それを遵守しなければならない。さらに、特定の規則によって、入場料収入を課する展覧会、営利事業としての展覧会、商業的ギャラリー等作品の販売が行なわれる場所での展覧会に対して、貸出を禁じている機関もある。ある機関がこうした規制によって貸出を許可せず、規制をもたない別の機関は貸出を許可するという事態もあり得る。また、確立された関係（つまり「サテライト館」や「姉妹館」）のために、ある機関が特定の地域に限って、あるいは特定の国内に限って貸出をより積極的に許可する方針をとっている場合もある。

1.3. 申請から貸出までの時間的余裕について

紙本作品を物理的に保護するためには、関連するすべての要因について最も注意深い配慮が払われなければならない。従って、貸出申請を受ける学芸員は、最低6ヵ月の時間的余裕をもって申請を出すよう要求することを勧める。ただし多くの美術館は申請内容を検討し、貸出に要する手続きを行ない、作品を貸出に適するよう準備し、安全な輸送方法を計画するために、12ヵ月前までの申請を要求している。作品の実際の状態によって保存修復処置が必要とされる場合には、それ以上の時間的余裕を要する場合もある。

1.4. ひとつの展覧会に貸し出す作品数について

ひとつの展覧会に対して貸し出す作品の数は、しばしば制限されている。その理由は、一度に多くの作品を失うリスクを回避するため、あるいは所蔵機関が自らの使用目的のために少なくともあるタイプないしある様式の典型作例を保持しておくため、などである。ただし貸出機関がアーカイブ（一人の作家や印刷所の作品全体）もしくは、ひとつの図像について複数の刷りを所有している場合、特定の図像の貸出を検討するにあたってより柔軟に対応するかもしれない。貸出の実務に要するスタッフの時間的負担が理由となっている場合もある。一般的な制限は、6点から12点程度であることが多い。ただし特殊な事情、たとえば展覧会のテーマのため、その分野に特に強い特定のコレクションから多くの作品を出品する必要がある場合などには、より多くの貸出が許可されるケースもある。

1.5. 貸出申請書の評価

1.5.1. 貸出目的(展覧会その他)の評価

展覧会は、その学術的・教育的意義、予想される審美的・文化的・歴史的・科学的研究への貢献度によって評価される。ほとんどの所蔵機関は、多くの図版の入った学術的カタログが出版される場合に、より貸出に積極的である。学芸員は、対象となる展覧会企画の真剣さと重要性、およびその展覧会のなかで個々の作品が果たす役割を評価する義務を負っている。当該分野の他の学芸員や専門家の見解を聞くことが助けとなる場合も多い。最初の申請書の内容が一般的にすぎ、不完全である場合には、展覧会に関するより詳細な情報を要求することも必要である。

1.5.2. 借り手機関の評価

貸出申請を評価する際には、借り手機関の展覧会企画の実績や、借り手の学芸員ないし学術スタッフの一般の実績評価を考慮に入れるべきである。また、借り手機関において、過去に借用作品の損傷や紛失、作品取り扱い上の難点が生じていないかについても考慮されねばならない。作品が貸し出された際には、借り手機関やそのスタッフとの間に生じたあらゆる問題や困難な状況を、貸出資料の一部として記録に留めるべきである。

2 展示場の評価

2.1. 設備

展示場の警備・安全性・環境の状況に対する評価は、機関の報告書に基づいて行なうのが通常である。「アメリカ美術館協会標準施設概要報告書様式」(The Standard Facility Report of the American Association of Museums)や、これに準ずる内容のものであればよい。施設概要報告書には、最低限、警備・環境管理・照明・防火設備についての記載が必要である。勧告内容を以下に挙げる。

2.1.1. 貸出作品の取り扱い

借り手機関で美術品の取り扱いにかかわるのは、熟練した学芸・保存修復・レジストレーションのスタッフ、および経験を積んだ梱包・額装担当者、所蔵品管理の専門家に限られる。貸し手機関は、必要であれば特別な取り扱い指定を設け、これが確実に遵守されるよう配慮すべきである。こうした特別な取り扱い指定には、貸し手のスタッフがクーリエとして展示場で開梱や再梱包を行ない、作品の設置を監督することを保証することも含まれる。作品が展示状態にない間は、安全性と警備の両面からみて最適な条件のもとに取り扱いを受け、保管されるように配慮されなければならない。

2.1.2. 警備・防犯

展示室が開いているときは監視専任の警備員を配備すること。閉まっているときには完備した機械警備システムあるいは人間による警備、またはその両方を常時用いる。小さな、もしくは中程度の大きさの額装された作品は金属プレートを用いて展示壁またはパネルにビスで固定する。より伝統的な道具を使わなければ

ならないときは、額の裏側に盗難防止の紐やワイヤーを付けたり、額の下側に金属プレートを付けることができる。さらに安全性を期すため、多くの機関は取り外しに特別な道具を要する防犯設計型のビスを使っている。故意に取り外そうとした時にはその跡が一目で分かるように、ビスの頭に塗料を塗っておくか、覆いをしておくこと。

作品のサイズがきわめて小さいものや、特に貴重な作品の場合、作品そのものに警報システムを取り付けるか、作品を展示ケース内に収納する。ケース類は貸し手の側の基準に則って作成され、適切な重量をもたせるか、床や壁に固定してもよい。さらにこれに施錠するか、防犯設計型のビスや固定枠、あるいは固定部分が隠れるように工夫した留め具を用いて固定させる。加えて、ケースに警報を設置してもよい。たいていの紙本作品はアクリルのグレージングかガラスで防護されているのがふつうであるが、時にはグレージングなしで展示されることもある。この場合には、物理的な接触から保護し、観客や換気システムが起こす空気の流れて作品が動くことを防がなければならない。支柱やプラットフォームなどの障壁を設ける、電動警報装置を付ける、注意書きを付ける、警備員の数を増やすなどの方法で対応するのがよい。

2.1.3. スプリンクラー・システム

紙本作品は水害に対して無防備であるため、展示・収蔵エリアのスプリンクラーの存在は特に懸念されている。しかしながら目下のところ、美術館設備の専門家によれば、スプリンクラーは火災に対する第一防衛手段として優れており、誤作動を防ぐ技術もあるという。また美術館における過去の事例から判断するかぎり、消火作業に伴う水害の方がスプリンクラーの誤作動による水害よりもずっと深刻な被害をもたらしてきたのも事実である。これらのシステムはすべて「アメリカ消防協会基準」(National Fire Protection Association standards)に適合するものであること、また定期的にメンテナンスを行なうことが必要である。ある機関に対する貸出の検討をする際には、システムに関する詳細情報の提出を依頼し、貸し手機関が検討してもよい。スプリンクラーのある機関に貸し出す際の潜在的危険性を最小にとどめるには、作品を特製の防水パッケージ(巻末参考図参照)に入れることも考えられる。この特別仕様にかかる費用は借り手機関に請求してよいだろう。

2.2. 温度と湿度

温度と相対湿度は、吸放湿性の有機物質である紙や、絵具層・コーティングなどに大きな影響を与える。従って温湿度は、一定の範囲内で、しかも急激な変動を最小限に抑えるよう管理されなければならない。従って、暖房機や空調機の上や、玄関ロビーのように急激な温湿度変化を伴う場所に作品を展示してはならない。

温湿度の急変動は、羊皮紙や象牙などの支持体をもつ作品にとっては特に大きな問題となる。敏感な作品のために特定の適切な環境を維持するためには、特別設計の収納具や、微小環境(マイクロクライメート)が必要になる場合もある。

提案された展覧会の会期中における温湿度の変動幅が、貸し出される作品に必要な条件内に収まっているかを確認するために、貸出を承諾する前に、借り手機関から温湿度記録を取り寄せることもできる。貸し手機関は貸出し期間中、変動幅が一定であることを確認するため、定期的に温湿度記録を送ることを要求することもできる。

歴史的建造物においては、環境制御システムの設置やメンテナンスができないために、適切な温湿度

管理が不可能な場合があることに注意すべきである。このような場所に作品を貸し出す際には、貸出しを行う時期の気候や、以前の温湿度記録を考慮に入れて査定を行なう必要がある。

推奨する温湿度の基準を以下に挙げる。

2.2.1. 展示・収蔵エリアの温度

温度の範囲を65～72°F[約18～22°C]に保ち、24時間内の変動幅を±5°F以内[±約2.7°C以内]に抑えること。

2.2.2. 展示・収蔵エリアの相対湿度

湿度の範囲を40～55%に保ち、24時間内の変動幅を±5%以内に抑えること。設定範囲を狭くすること以上に、急変動を起こさないように留意することが重要である。ただし、カビの発生率が高くなるため、相対湿度は65%を越えないようにすること。

注：現在ほとんどの機関はこれらのガイドラインを守っているが、エネルギー効率や資源活用に適うより広範な国際的な基準を定着させるために、再検討されているところである。

2.3. 汚染

貸出作品が展示される展示室全体の環境に関して、借り手機関は、館内空気の粒子状・ガス状汚染物質の濾過に関する情報を提供しなければならない。局所的な環境に関しては、作品をケースに入れる場合、そこで形成される微小環境の状況(特に温度・湿度・汚染物質の濃度)について、注意深く制御・監視がなされなければならない。ケースの製作に用いられる材料は、化学的に不活性であること、中にある作品を汚染しない素材であることが必要である。ある種の木材やパーティクルボード製品、油性塗料、その他一般に用いられている建築材料には不適切なものが多い。一見不活性な繊維製品にも、有害な仕上げ剤が含まれている場合がある。Getty保存研究所の科学プログラムは、この分野において重要な検査実験を行っており、特定の問題について問い合わせが可能な場合がある。貸し手機関は素材を指定することができ、さらに(あるいは)ケースやほかの素材が適切なものであるか、事前にテストするよう要求することができる。

額縁も一種の微小環境を作り出すが、額縁の質の適切さに関する責任は、貸出に先立って額装を行なう貸し手機関側にあると考えるのがふつうである。

2.4. 光に対する露出

すべての紙本作品は、光に露出されることにより、累積的かつ不可逆的な損傷を受けると考えられる。電磁波(光)には紫外線(400ナノメートル以下の波長)、赤外線(700ナノメートル以上の波長)、可視光線(400～700ナノメートルの波長)があるが、紫外線は潜在的に最も危険性が高い。しかし注意を払わなければならないのは、可視光線への露出、すなわち展示中に作品に当たる光照明(強さと露出時間の両方)についてである。赤外線と紫外線は展示場から事実上排除することが可能だが、可視光線による照明は、展示という行為自体の不可欠の前提である。自然光の光量は制御が難しいため、多くの機関では、フィルターをつける、つけないにかかわらず、展示室からすべての自然光を排除する方針を採っている。

2.4.1. 紫外線

紫外線は作品の視覚的感知に寄与するところがまったくないので、展示・収蔵エリアの光源で紫外線を出す可能性のあるもの、すなわち自然光・蛍光灯・クオーツハロゲン灯、LED などには、必要に応じて400ナノメートル以下の波長の光をカットするフィルターをつける。敏感な作品には Plexiglas OP-3[®] や Optium[®]、Museum Glass[®] のような素材によってグレーディングをする。

多くの貸し手機関は、たとえ借り手機関の展示エリアのすべての光源に紫外線除去フィルターが設置されている場合でも、すべての貸出作品の額装に紫外線を除去するグレーディングを用いる方針を採っている。

2.4.2. 赤外線

赤外線(熱を放出する)もまた、作品に損傷を与えることがある。強力な白熱灯で作品を照明したり、ケース内に白熱灯が備え付けてある場合には特に危険である。ケース内に放熱する光源を置くのは避ける必要がある。

2.4.3. 可視光線

可視スペクトル域での放射、つまり通常の照明は、すべての紙本作品に有害である。光の強さと光に曝す時間の両方を考慮に入れる必要がある。低出力の照明に長時間曝すのも、非常に明るい光に短時間曝すのも、同様に有害なのである。光による損傷は累積的なものであるから、どれほど制御しようとも、光に曝すたびに紙本作品の長期的存続性を脅かすことになるということを明確に認識しなければならない。可視光線の影響を極力回避するためには、作品を光に露出する時間・頻度を制限することが必要である。従って、所蔵館自体で行なわれる展示であれ、貸出先機関で行なわれる展示であれ、長期間にわたる展示の頻度を制限するために、紙本作品に関しては例外なく、厳重に管理された展示方針を採用することを推奨したい。

特に光に敏感な作品、展示頻度の高い作品、光による損傷がすでに現れている作品については、責任者の立場にある学芸員は、貸出の査定に対してだけでなく、自分の機関での展示に関しても厳しい態度で臨まなければならない。

紙本作品の貸出や展示の際の露出時間の指針を決定するにあたっては、特にアメリカ文化財保存学会(AIC)やGetty保存研究所(GCI)、カナダ文化財保存協会(CAC)、国際保存研究所(IIC)から、参考になる研究や実際の基準が近年に出版されている。指針は最新の調査によって常に更新されていることに留意されたい。巻末の参考文献一覧を参照のこと。

注意点：紙本作品をしばらく光にあてずに「休ませる」ことで、この休息期間に光の有害な影響がいくらかでも回復すると考えるのは、まったく根拠のない誤解である。露出期間と露出期間の間に遮蔽期間をはさんで光の影響を制御する展示計画は、こうした誤った考えを支持するものと解されてはならない。

2.4.4. LED照明

美術館において急速に使用が広がっている発光ダイオードすなわちLEDは、主流となりつつある省エネの照明手段である。Getty保存研究所およびスミソニアン研究所は敏感な紙本作品にダメージを与える潜在性も含め、LED照明の検査を行った。技術は絶えず進歩しているとはいえ、現在のところLED照明

は満足しうる照明方法と見なせる。LED はハロゲンやタングステンのようなほかの照明よりもはるかに少ない熱しか放出しないので、エネルギー効率がある程度良い。LED はまた、一定の色温度(ケルビン)内に収まっているならば紫外線の発生はほんの僅かか、もしくは全くない。2700-3000ケルビンは暖かい光から冷たい光までを出すのに適しているが、ほとんどもしくは全く紫外線を発しない。より高い色温度のLED はかなりの紫外線を出すので、光に敏感な素材には用いるべきではない。

2.4.5. 露出期間

個々の作品の光に対する敏感さの程度はさまざまである。とはいえ、おおまかな規則によって、各作品の展示寿命の限界値を設定しておくことはたいへん有用である。ひとつの方法は、展示寿命を展示の回数で表すやり方である。展示の回数、たとえば1度の展示期間の限度を6ヵ月として15回という具合に表してもよいし、展示期間の合計月数または年数で表わしてもよい。「6ヶ月の展示を15回」という例は「総展示時間7年半または90ヶ月」というのと同じことである(ちなみにこの数字は紙本作品としてはかなり甘めの限界値といえる)。もうひとつの方法は、展示寿命の限界値を用いるのではなく、長く設定した一定期間の中で展示時間を配分する方法である。たとえば、ある作品を「10年間ごとに最長10ヶ月展示する」という具合に制限できる。どちらの方法を採るにしても、露出時間だけでなく照明の強さ(これについては後述する)も考慮に入れる必要がある。

しかしながら、ここに挙げた数字はあくまでもひとつのめやすにすぎないことを断っておきたい。担当学芸員/保存専門家は、個々の作品の現実の保存状態・過去の展示歴・長期的保存の観点からみた一定時間の対光露出の影響を評価した結果に基づいて、作品を展示する際の個々の決定を下さなければならない。堅牢な素材で作られていて光による損傷をまったく呈していない作品ならば、規定の頻度を超えて展示することも考えられる。

1回の貸出ごとの対光露出期間は、理想的には、比較的耐光性のあるもので9ヶ月*まで、耐光性の弱いものはより短期間としなければならない。この制限は、展覧会の総期間(各会場での展示、および展示準備の時間も含む)に対して設定するが、展示と展示の間まったく光から遮断されている期間がある場合は、その時間は除いてよい。

*本書の執筆時点では多くの展覧会が各3-4か月の展示を3-4か所の巡回先で行っている。

2.4.6. 照明の強さ

紙本作品は、常時制御された照明レベルで展示しなければならない。(本書ではアメリカで使われているフットキャンドルを単位として用いるが、メートル法の単位であるルクスの概算値を得るには、これに10を乗じる。)

比較的耐光性のある作品、たとえば紙に刷られた単色のオールドマスター版画、紙に黒・白・赤チョークなどで描かれたオールドマスター素描、良質の紙に墨描きの作品、長期保存現像処置した20世紀の白黒写真などでは、最大光量が10フットキャンドル/100ルクスを超えてはならない。

光による損傷に敏感な描画材料や支持体をもつ作品、たとえば色インクを使って描かれた作品、着色された・あるいは酸性紙の紙やボードに描画あるいは印刷した作品、水彩、パステル、カラー写真、19世紀の紙焼写真、日本の版画、ある種のデジタル印刷、耐光性の不確かな顔料で描かれたすべての作品、展示頻度の高いすべての作品では、光量は5フットキャンドル/50ルクスを超えてはならない。

注：特殊な紙や技法にとって適切な光量や展示期間を決めるのには、保存専門家の助言が役に立つ。光量は光量計を用いて、クーリエやレジストラ、所蔵品管理の専門家により、展示作業中にチェックされなければならない。

2.4.7. 光の影響を軽減する方法

展示室を閉めているときには照明を消すこと。人の動きを感知してスイッチが入る装置と組み合わせ、展示室に人がいないときには照明が消えるようにすることもできる。作品を布や不透明な遮蔽材で覆い、関心のある観客がそれをめくって見るという方法もある。貸出作品の受け渡しの際や、収蔵エリアでの保管中、展示の準備中などには、光量を大幅に落とす、作品を覆う、裏返して壁に立てかけるなどの方法で、光への露出を最小限にとどめる配慮が必要である。

2.4.8. 露出時間の記録

ある作品が収蔵品になった時から、特定の光量の下での展示期間を正確に記録していかなければならない。また収蔵時に情報が提供されないのであれば、調査を通じて、収蔵以前の展示歴も可能な限り記録すべきである。自館での展示であれ他館への貸出であれ、ある作品が展示目的に要請された時にはこの記録をチェックする。それによって担当学芸員や保存専門家は、当該作品に対する過去の要請頻度（ひいては予測される将来の要請頻度）、過去の累積露出時間、許容露出限界に達するまであとどれくらいなのか、などを知ることができる。これまでに展示頻度の高い作品は、これからも比較的頻繁に展示の要請があると予測される。このような作品に関しては、作品自体の状態と展示を承認する根拠の正当性を、注意深く検討すべきである。現在多くの美術館は、最新の記録を管理するのに役立つ The Museum System® (TMS®) のようなデータベースを採用している。

3 貸出対象作品の素材に関する検討

貸出依頼を受けた作品が、物理的特性としてどの程度損傷を受けやすいかは、個々の場合について評価しなければならない。すべての貸出対象作品について保存専門家の助言を受けるのが望ましいが、とりわけ安定性に問題のある作品についてはこの点が重要である。次に挙げるような作品は、最大限の注意を払って行なう必要がある。

3.1. 脆弱な作品：描画材料、支持体、状態、本来の特性

描画材料：定着させていないパステル画や木炭素描、絵具層が剥落したり脆くなっている水彩やグアッシュ、コラージュされたもの。これらはすべて素材や構造自体の特性として脆弱であり、輸送や設置に付随する震動、環境の変化、持ち運びなどによって損傷を受けやすい。

パステル等の脆弱な描画材料の場合、描画面を上にして取り扱い、設置の際は万全を期して、電動具ではなく手を使って最後に展示することを勧める。

支持体：羊皮紙や象牙、その他敏感な支持体。きわめて薄い、あるいは厚い紙。ストレイナーに張った

紙の支持体。掛け軸、屏風。アルバム等の装丁されたもの。これらはその素材や構造ゆえに、振動や環境の変化、輸送や展示による持ち運びによる損傷をきわめて受けやすくなり得るため、脆弱である。

状態：過去の修復や損傷が原因で脆弱になっている作品。

本来の特性：水彩とグアッシュ、ある種のパステル、フェルトペンやボールペンのインク、デジタル印刷やインクジェット印刷に使われるある種の商業印刷インク、植物および合成染料、木材パルプや色付けされた紙・ボード、プラスチック、ある種の写真。これらは光や湿度、温度に左右され得る性質の物質を含んでいる。

3.2. 輸送に向かない作品

大型作品や重量の大きい作品は貸出しや展示に関わる経費が高額となることに加え、安全や取り扱いの問題を生じさせる可能性がある。

3.3. 特殊事例

ある借り手機関について、施設が整い、関係者への訓練が行き届き、十分に経験を積んだスタッフがいることから、他の機関に比して脆弱な作品を借りるだけの資格があると、貸し手側の学芸員が判断する場合がある。こうした場合、特別な条件の下に脆弱な作品の貸出を許可することも考えられる。特別な条件としては、たとえばハンド・キャリー（手持ち輸送）、作品の状態を熟知した貸し手機関スタッフ自身による設置、特注梱包、密閉ケースによる微小環境（マイクロクライメート）を用いた展示などが考えられる。製本された冊子形態の作品（状態が良い場合に限る）の場合、ページの開き方に制限を設け、特別仕様の展示用支持体を指定するのが通常である。借り手機関は、こうした特別な指定事項や付随する経費についてあらかじめ通知を受け、これに同意しておく必要がある。関連経費は借り手側が負担するのがふつうである。

4 マットニング・額装・グレージング

4.1. マットニング

作品はマットその他の支持材に設置し、額に入れてグレージング（ガラスやアクリルの取り付け）をしても作品表面がグレージングに接触しないようにする。作品は十分な強さでバックマットに取り付け、輸送中に梱包や輸送箱の向きが変えられたり、かなりの衝撃を受けることがあっても固定が緩まないように配慮しなければならない。貸出に際しての特別な仕様としては、作品の周辺部全体をウィンドウマットで押さえる形式（オーバーマットニング）や、作品の全辺にヒンジを付けてバックマットに固定する、コーナーマウントで留める、などの方法がある。

4.2. 額装

4.2.1. 一般的諸条件

平らな一枚ものの作品は、額装をするか防水パッケージ（25頁の参考図参照）に入れて貸し出す。通常の保管時に脆弱な額縁、彫刻装飾のある額縁、高価な額縁などで額装されている作品の場合には、より

頑丈な輸送用の額縁に入れ替えるとよいだろう。ただし、借り手機関が脆弱なタイプの美術品の借用条件を満たすことができ、本来の額縁をこれと同等の条件下で取り扱うことを保証するならば、この限りではない。

輸送用の額縁は、シンプルで丈夫な構造で作るべきである。木製額の場合には、角部は、釘で固定したものよりも雇いざね（材を噛み合わせた形の結合）の方がよい。木製額であれ金属製の額であれ、くり型や裏板の形状は、壁面への固定金具の取り付けが可能なようにしておくこと。固定金具は額に取り付けておくか、額と一緒に送る。特に重い作品には追加の支えとして、額受け等の特別な工夫をほどこすべきであろう。

4.2.2. グレージング

額縁には飛散防止効果のあるグレージング素材を入れる。できればアクリル板を用いることを勧める。これには紫外線防止効果もある。作品の表面が粉状であったり脆くなっている場合には、アクリル板の起こす静電気による損傷を受けやすい。こうした作品を貸し出す際には、Truvue Optimum® のアクリルや Museum Glass® のような静電気を生じないグレージングを用いると同時に、マッティングやスペーサーによって作品とグレージングの間に十分な距離を取って輸送する。時にガラスによるグレージングがなされた（つまり時代物の額を持つ）作品を輸送しなければならないことがあるが、こうした場合は保存専門家の助言を仰ぐこと。グレージングの種類は額の裏側と、輸送時に添付される書類に明記する。グレージングの清掃方法の指示はクーリエが運ぶ書類や状態調書に記すこと。展示や簡単な修理に必要なものはクーリエが持っていくことが多い。もしくは輸送品の一部として含まれる別の輸送箱に収められる。

4.2.3. 密封

額装がなされたら、必ず密封をする（通常はテープを使う）。環境の変化による影響を緩和し、埃、ごみ、虫などの侵入を防ぐと同時に、借り手機関が借用中に作品を額から出さなかったことを確認するためである。ストレイナーを持つ大きな額には、全周を密閉する代わりに、剥がしたことがはっきり分かるテープで代用可能である。

4.2.4. 額装なしの作品の輸送

経済面、輸送計画、安全面などの都合上、作品を額装せずに輸送する場合（額やグレージングを作品からはずして同梱にして送る場合や、借り手側が適切な額、グレージング、展示ケースなどを準備する場合）には、貸し手は、借り手機関で作品の展示準備に関わる人物の経験や資格について確認しておくことが必要である。さらに、貸し手機関が自館から担当者を派遣し、展示前後の作品の準備に当たらせることを要求してもよい。作品が額なしのまま展示される場合には、貸し手機関は取り扱いや設置について詳しい指示を与えるべきである。あるいは、自館のスタッフを派遣して設置・撤去に当たらせる場合もある。

4.2.5. 額装の取り外しに関する制約

一般には、借り手機関は作品を額その他の収納形態から取り外してはならない。例外としては、損傷を受けた作品を修補する必要があるとき、マウント状態に問題があるときなどがある。また、透かし文様（ウォーターマーク）その他、額装状態では観察できない技術的特徴を調査するため、借り手が額装取り外しの

許可を特別に申請する場合もある。こうした場合、貸し手側は、要求理由、作業条件、額装を外す担当者、調査内容、処置内容、再額装のやり方などの点について、事前に十分な情報提供を受けなければならない。貸し手からの文書による許可がない限り額装を外してはならないし、外す場合には、借り手は貸し手が要求するいかなる条件にも従わねばならない。

4.2.6. 借り手の要求による特別仕様の額装

特殊な展示上の都合のために、特定の様式・タイプのマットや額装が必要な場合がある。そうした場合、借り手は、貸し手に対して作品サイズに合ったマットや額を提供しなければならない。あるいは、貸し手が額装なしの作品をしっかりとボードとアクリル板に挟んで密封した状態（巻末参考図を参照）で送り、借り手がこのパッケージのまま、準備した額に入れるという方法も考えられる。貸し手が展示目的のために特別な額や新しいグレーディングを準備する場合、これに伴うすべての費用は借り手が負担しなければならない。

5 保険

5.1. 評価額の決定

外部に貸し出されるすべての作品につき、保険をかけるための評価額を決めなければならない。評価額は貸出承諾書に明記すること。評価額は通常、当該作品を管轄する学芸員によって決定されるが、その際、できる限り同一の作者ないし同一の流派の類似した作品につけられた市場価格を判断基準とする。評価額の決定に役立つのはオークションの落札価格記録、それにディーラーの販売カタログだが、必ずしも価格表が添付されているとは限らない。貸出作品と同種の分野を専門とするプロの評価人やディーラーに意見を打診することも有益である。現代作家の作品の場合には、その作家を専門に扱っているディーラーに問い合わせることができる。ゲッティ研究所（GRI）のウェブサイトは評価額を策定するための手引きを提供しており、美術作品の評価額を決めるためのオンライン情報へのリンクもある。

http://www.getty.edu/research/tools/guides_bibliographies/guide_appraisal.html

注意しなければならないのは、評価額というものは、作品が消失または損傷した場合、評価額決定時点の市場価格にではなく、展覧会開催時点での適切な損失補填額に合致していなければならない、ということである。もし実際に貸出が行なわれるよりもずっと前の時点で評価額をつけなければならない場合には、市場価格の変動を反映させるため、貸し手は展覧会会期が近づいた時点で評価額の見直しをする権利を持つことを、貸出承諾書に明記してもよい。

5.2. 国家補償

国の内外で開催される美術展に作品を貸し出す際、通常、保険会社による保険ではなく、国家または州の政府による国家補償を申請することもある。この制度は、保険料を支払う必要がないため、展覧会主催者にとっては大きな経費節減となる。国家補償制度は通常、美術館が必要とする安全性と補償範囲をカバーするものと考えられている。しかしながら、補償に関する各条項を、貸し手機関の保険に関する方針と比較しつつ、注意深くチェックすることは必要である。とりわけ、免責範囲、担保期間（作品が所蔵機関を

離れてから所蔵機関に戻るまで)、補償金支払いの手続きについて、入念に確認するべきである。条件に問題があったり漠然としている場合には、借り手機関に明確な説明を要求し、補償制度が貸し手機関にとって承認可能となるよう、条項の明確化ないし変更を要求した方がよい。それでも解決しないならば、貸し手の方針に従って作品に保険をかけることや、通常の保険会社による保険をかけることを借り手機関に要求するか、または貸し手機関が保険契約を行なって借り手機関に保険料を請求するのがよい。貸し手は保険証書を用意するよう借り手に求めることもある。保険証書には期間と保証条件が記されており、ウォール・トゥ・ウォールと呼ばれるように、概して輸送中も含まれる。

6 作品の状態と損傷

6.1. 状態調書

貸出作品が所蔵機関を離れる前に、紙本作品の保存修復専門家、所蔵品管理の専門家、学芸員、レジストラのいずれかによって、一点一点の状態調書が作成されなければならない。通常は、決まった様式を用いて各作品について記入する方式が一般的だが、特殊な種類の作品を送ったり特殊な輸送経路をとる場合には、目的に適った特別な様式を用意する方がよい。可能ならば、保存上の問題点を明示するため、作品ごとに画像を添付する。状態調書は貸出作品と一緒に移動しなければならない(貸し手機関は参照のためのコピーを手元に置くこと)。調書はバインダーやその他の相応しい方式を取って、貸出作品とともに送ることができる。借り手機関における搬入・搬出時にクーリエやレジストラ等の適格者によって作品状態のチェックおよび調書への記入が行なわれ、すべての状態の変化が記入されなければならない。同様に、展示会場が変わるごとに、また最後の会場から貸し手機関に戻る際にも、同じ手続きが行なわれる。

6.2. 損傷

輸送中、あるいは借り手機関にある間に貸出作品に損傷が生じた際には、次のように対応する。それ以上の損傷が起こる可能性がない場合には、借り手機関はいかなる処置も(作品の移動や額の取り外しも含めて)行なわずに、貸し手機関の指示を待つ。もし損傷が進む可能性がある場合には、進行を防ぐために、作品の状態を安定させる最小限の処置だけを行なうべきである。もし貸出作品が戻った際に損傷が発見された場合には、貸し手機関は即座に展覧会主催者に連絡を取り、損傷が生じたことおよび保険請求が行なわれる可能性があることを伝えるべきである。損傷の状態は、記述と写真の両方で記録しておくこと。保険請求が行なわれる場合には、補償金に関する合意ができるまでの間は、状態の安定のみの保存処置にとどめる方がよい。

6.2.1. 貸し手機関に対する損傷の報告

損傷が生じた場合、借り手機関は貸し手機関に対し、事故の経過や損傷の内容を即時に報告しなければならない。この報告は、できる限り速やかに行なうのが最良である。貸し手機関が損傷のタイプと程度をできる限り正確に把握し、次に取るべき適切な行動に関して十分な情報に基づいた決定を下せるようにで

ある。借り手機関は、口頭による報告に続いて、文書による十全な報告を貸し手機関に送らなければならない。同様に貸し手機関は、借り手機関に対して口頭で指示や許可を与えた場合、文書により確認すべきである。すべての損傷および対応処置は、写真により記録されなければならない。

6.2.2. 修復処置

いくつかのタイプの軽微な損傷、たとえば額縁の微小な破損、ヒンジのはずれ、グレージングの傷、ガラスのひび割れなどは、貸し手機関の許可を得て借り手機関が行なう場合があり得る。特に、借り手機関側のスタッフに保存担当者がある場合には、問題が少ない。損傷がより深刻な場合には、貸し手機関が保存修復専門家を派遣し、状況の検分および必要な処置を行なう場合がある。

損傷の発見時に貸し手機関のクーリエがいる場合には、クーリエは問題の解決に必要なだけ滞在を延長することになる。必要な知識と判断力を備えた貸し手側のクーリエの存在は、状況を評価し、対処方法を決定し、借り手機関に対して適切な指示を出す上で大いに有効である。

こうした場合に派遣された保存修復担当者の旅費、宿泊費、滞在費や、クーリエの滞在延長にかかる経費は、借り手機関(あるいは借り手機関と契約した保険会社)が負担すべきである。

6.2.3. 保険会社に対する通知

作品に害を与えずに簡単に処置できる軽微な損傷は、保険会社に報告する必要はないかもしれない。しかしながら、作品の価値に影響を与えたり、作品そのものの保存修復処置を必要とするような重大な損傷については、必ず保険会社への通知が必要である。全損の場合には、あらかじめ設定された保険評価額の全額が補償されなければならない。部分的損傷については、所蔵機関と保険会社は、損傷の程度、作品価値の下落の程度(通常評価額全体に対するパーセンテージで表わす)、作品を可能な限り当初の外観に戻すのに必要な修復の費用について合意しなければならない。

7 輸送

7.1. 梱包と輸送箱

紙本作品は通常、額装とグレージングによって最初の防護層を与えられるが、作品が輸送される際にはあらゆる種類の不慮の事故から守るため、適切な輸送箱で梱包されなければならない。輸送箱の製作に当たっては、温湿度変化、振動、衝撃、浸水、汚染物質などの影響を極力緩和するよう、特別な配慮が必要である。小・中規模の紙本作品は平置き・面上で梱包することができる(脆弱な材質・技法の場合は常にこうするとよい)。ほぼ同サイズのひとまとまりの小・中規模作品の場合は、上部から(あるいは側面から)出し入れする輸送箱の中で、作品が同じ方向を向くようにして、作品を立てて梱包してもよい。アクリルのグレージングを用いて額装された大・特大規模作品の場合は、通常作品を立てて梱包する。重いアクリル板が作品上にしなるのを防ぐためである。梱包する前に十分な厚みのあるポリエチレンで紙本作品を包み、テープで目張りすることを勧める。ある種の写真を包むにはコロージョン・インターセプトのような別の材料が必要なこともある。輸送箱は梱包・輸送・開梱時に必ず正しい上下方向で置かれるように設計すると

ともに、上下方向を指示する表示をつける。脆弱な材質・技法の作品を含む輸送箱の場合、電動ドリルは用いず手作業の方がよい。

7.2. 輸送方法

貸出作品に適した輸送方法が選択されるべきで、特に振動や温湿度変化に影響を受けやすい作品の場合には配慮が必要である。大抵の貸出機関は美術品輸送専門輸送業者を使い、通関手続代行業者を使う場合もある。ほとんどの機関では、レジストラーが貸出に関わるこうしたことを調整している。トラック輸送の場合には、複数の運転手による、空調設備とエア・サスペンションを備えたトラックを使用すること。航空機輸送では多くの場合貸出機関からのクーリエを伴い、作品は旅客便やカーゴ便の貨物室に置かれる。借り手機関において開梱する前に、可能ならば24時間のシーズニングを行なうことを勧める。

7.3. クーリエとアカンパニア

特に次のような場合にはクーリエ（またはクーリア）あるいはアカンパニアを派遣することがしばしば必要となる。すなわち、貸出作品が特に貴重であったり、脆弱である場合；複数の輸送手段（たとえば複数の航空機への積み替えや、航空機とトラックの併用など）が必要とされる場合；開梱や展示に特別な配慮を要する場合、などである。

7.3.1. クーリエ

「クーリエ」という用語は、貸出作品に常時随行して輸送を監督する貸し手機関側のスタッフのことである。クーリエの業務は、学芸員、保存修復担当者、レジストラー、額装・梱包作業担当者、所蔵品管理の専門家、訓練された輸送会社スタッフなどが行なうことになる。しかしながら、クーリエの人選にあたっては、組織内の地位のみを基準に選ぶことは避けた方がよい。クーリエは状態調書の記入、梱包・開梱、損傷の記録、対応処置の指示、記録写真撮影などを行なう能力をもたなければならない。クーリエを選ぶ際には、実際に起こり得る問題や必要性を充分念頭に入れて決める必要がある。理想的なタイプは、冷静で、交渉能力があり、不慮の事態に対応することのできる人物である。国際的な貸出においては、必要な言語の知識があると役に立つ。また、輸送に付随する諸手続きについて、および自分がもつ権限の限界について充分理解していることも大切である。貸出作品が貨物扱いである場合、クーリエは旅客便ならば通常ビジネスクラスに、貨物便ならばそのまま機内に搭乗する。旅客便か貨物便かは、行き先および輸送箱のサイズによって決まる。

7.3.2. ハンド・キャリー（手持ち輸送）

次のような場合には、ハンド・キャリー（航空機では客室内持ち込みとなる）で輸送することが必要なことがある。すなわち、輸送箱が持ち運び可能な程度の大きさで、作品が特に貴重かつ脆弱で取扱に注意を要する場合；貨物室における大きな温湿度変化を避ける必要がある場合、である。ハンド・キャリーでは、クーリエと作品はビジネスクラスまたはファーストクラスに搭乗する。適切に梱包した作品を置くために、もうひとつの座席を確保することが必要な場合もある。もうひとつの座席に置くことができない場合、梱包された作品はクーリエの目の届く場所に保全されなければならない。当然ながら、適切に梱包された作品を、クーリエ自身が物理的に持ち運ぶことが前提である。ハンド・キャリーの作品を持ったクーリエが、同時

に同じ便の貨物室に積まれた作品の監督をしなければならないという事態は、避けた方がよい。ハンド・キャリーは通常採用すべきでなく、例外に限る。

7.3.3. アカンパニア

「アカンパニア」という用語は、自分の機関の貸出作品に随行するクーリエが、別の機関の貸出作品の輸送の監督をも兼ねる場合をいう。アカンパニアとその所属機関は、随行を委託する機関の貸出基準を理解し対応することが必要である。アカンパニアの人選に関して、随行を委託する機関が事前に認可する権利を要求する場合もある。

8 その他

8.1. 経費と料金

通常貸し手機関は、マッティング、額装、梱包、輸送、保険にかかる経費を、借り手機関に請求する。これらの経費の代わりに、あるいはこれらの経費に加えて、貸出に関わる管理・取扱料として作品一点ごとないし貸出一回ごとに一定額の料金を定めている機関もある。貸出のために必要な保存処置、額装、クーリエ派遣などの経費も、借り手機関が負担するのがふつうである。貸出に関わるすべての経費は、貸出契約が締結される以前に合意されていなければならない。

8.2. 写真使用および撮影の制限

展覧会に貸出中の作品の写真使用および撮影は、作品の作者との間で合意された著作権上の取り決めを守って行なわれる必要がある。しかしながら、状態調書、展覧会広報、展示記録を目的とする写真使用および撮影は、貸出契約の一部として認められるのが通常である。撮影がなされる場合には、撮影用ライトの照射に規制を設け、露光時間の計測と撮影自体のため以外には作品にライトが当たらないよう配慮しなければならない。作品が特に光に弱く、照明を用いた写真や映像の撮影を許可できない場合には、貸し手機関はあらかじめ貸出契約書の中にその旨を明記しておくのがよい。

8.3. 複製許可

貸出作品を複製する際には、借り手機関は必ず必要な許可を取り、必要な料金（学術的出版物に関しては通常免除される）を払わなければならない。複製の媒体としては、展覧会に付随するすべての刊行物（図録、小冊子、チラシ類など）、展覧会に関連して販売される個々の複製（絵葉書、ポスターなど）、展覧会の広報に用いられるさまざまな媒体がある。複製権の申請内容は借り手機関が用意する貸出契約書に含まれている場合が多く、その場合貸し手機関は申請内容を注意深くチェックする必要がある。もし内容が貸し手機関の複製に関する方針と一致しない時には、契約の締結以前に条項の改変が行なわれる場合もある。現代芸術家の作品が貸し出される際には、借り手機関は複製許可を得るため、芸術家自身、芸術家の代理人や相続人、あるいは遺産管財委員会などに申請しなければならない場合がある。

複製許可を与える条件として（料金を無償とするための条件である場合もある）、貸し手機関は、図書室

やレファレンス・ルームに備えるため展覧会図録を一部またはそれ以上送付するよう借り手機関に要求する場合が多い。

8.4. 国際的な貸出

これまで述べてきたガイドラインは一般に国内貸出・国際貸出の両方にあてはまるものである。国際的な貸出において必要とされる条件、特に作品保護やクーリエの派遣に関する条件は、国内貸出におけるよりも厳しい場合が多い。たとえば、すべての国際貸出にクーリエ派遣を条件としている機関もある。いくつかの機関では、国際貸出の決定はトラスティーまたは館長だけが行ない得るとしている。アメリカ合衆国およびカナダの美術館の多くは、貸出作品の保険を貸し手機関みずからがアレンジするか、あるいは自国内の保険会社を使うことを条件としている。貸し手機関は、国際貸出の契約を締結する前に必ず保険に関する条件が満足すべきものであることを確認し、また作品輸送の方法に関するすべてのアレンジ（輸送業者および通関手続代行業者の選択を含めて）を承認する際に細心の注意を払うべきである。こうした業務を行う会社もある。レジストラはこうした貸出業務を担当しうだろう。

9 参考文献

以下に挙げた文献の多くは、完備した参考文献一覧を掲載している。それらを参照すれば、ここに挙げた以外にも多くの有用な文献を見つけることができるはずである。

9.1. 一般的諸問題に関する手引き

Adelstein, Peter Z. *IPI Media Storage Quick Reference*. Rochester, NY: Image Permanence Institute, 2009.

Ford, Patricia. *IPI's Guide to Sustainable Preservation Practices for Managing Storage Environments*. Rochester, NY: Image Permanence Institute, 2012.

Grattan, David, and Stefan Michalski. "Environmental Guidelines for Museums." *Canadian Conservation Institute Caring for Collections*. Accessed December 7, 2012.
<http://canada.pch.gc.ca/eng/1444920450420>

Lavédrine, Bertrand. "The Environment." In *Photographs of the Past: Process and Preservation*, 280-83. Los Angeles: Getty Conservation Institute, 2009.

ミュージアム・セキュリティー・ネットワーク (Museum Security Network) : このネットワークは文化財の安全保障を専門とする。サービスの一環に充実したリンクを持つホームページがあり、論文へのアクセス、助言者や安全機関、災害対策リソースのリスト、作品を亡失した場合の報告先を含んでいる。

<http://www.museum-security.org>

British Standards Institute. *Storage and Exhibition of Archival Documents*. BS5454: 1989, British Standards Institute, 1989.

Freemantle, Rosie, “Glazing Over: A Review of Glazing Options for Works of Art on Paper”, *The Paper Conservator*, vol. 25, 2004; republished in *Tate Papers*, Issue 3, 1, April 2005, <http://www.tate.org.uk/research/publications/tate-papers/glazing-over-review-glazing-options-works-art-on-paper>

“Guidelines for Borrowing Special Collections Materials for Exhibition.” *College & Research Libraries News* 51 (May 1990): 430-434.

Macandrew, Hugh, ed. “A Code of Practice for the Transportation and Care of Drawings and Prints Loaned for Temporary Exhibitions.” *International Advisory Committee of Keepers of Public Collections of Graphic Arts Bulletin*. Paris: Les Presses Artistiques, 1974, pp.17-21; republished in James, Carlo, et al., *Old Master Prints and Drawings : A Guide to Preservation and Conservation*, translated and edited by Marjorie B. Cohn. Amsterdam: Amsterdam University Press, 1977, pp. 175-177.

Nicholson, Catherine. “What Exhibits Can Do to Your Collection.” *Restaurator* 13 (1992): 95-113.

“Running a Museum; A Practical Handbook,” Paris: ICOM-International Council on Museums, 2004.

http://icom.museum/uploads/tx_hpoindexbdd/practical_handbook.pdf

“Statement of Practice for Borrowing and Lending.” *Registrar* 8,2 (Fall 1991): 3-8.

Stolow, Nathan. *Conservation and Exhibitions: Packing, Transport, Storage, and Environmental Considerations*. London: Butterworth’s, 1987.

Thomson, Gerry. *The Museum Environment*. London: Butterworth’s, 1986, rev. ed. 1991.

9.2. スプリンクラー・システムについて

Baril, Paul. “How to Train the Curator on Sprinklers.” Paper presented at the 12th Annual National Conference on Museum Security, “Training for Protection,” sponsored by the Smithsonian Institution, Washington DC, February 21-24, 1989.

Musgrove, Stephen W. “A New Look at Fire Protection.” *Museum News* (August 1984): 11-16.

Northeast Document Center. “An Introduction to Fire Detection, Alarm, and Automatic Fire Sprinklers.” <https://www.nedcc.org/free-resources/preservation-leaflets/3.-emergency-management/3.2-an-introduction-to-fire-detection,-alarm,-and-automatic-fire-sprinklers>

9.3. 対光露出について

LED に関するより広範な研究は以下：

http://www.getty.edu/conservation/our_projects/science/lighting/guidelines.html

Ashley-Smith, J., A. Derbyshire, and B. Pretzel. “The Continuing Development of a Practical Lighting Policy for Works of Art on Paper and Other Object Types at the Victoria and Albert Museum.” ICOM Committee for Conservation. *In, Triennial meeting (13th), Rio de Janeiro, 22-27*

September 2002: Preprints. London: James & James, 2002, p. 3-8.

Colby, Karen M. "A Suggested Exhibition / Exposure Policy for Works of Art on Paper." *Journal of the International Institute for Conservation – Canadian Group*, vol. 17 (1992).

Druzik, James. "Illuminating Alternatives: Research in Museum Lighting." *Getty Conservation Institute Newsletter* 19, no. 1 (Spring 2004)

http://www.getty.edu/conservation/publications_resources/newsletters/19_1/news_in_cons1.html

Michalski, Stefan. "Light, Ultraviolet and Infrared." *Canadian Conservation Institute Caring for Collections*.

<http://canada.pch.gc.ca/eng/1444925073140>

Michalski, Stefan. "Damage to Museum Objects by Visible Radiation (Light) and Ultraviolet Radiation (UV)." In, *Lighting in Museums, Galleries and Historic Houses*. London: Museums Association, UKIC, and Group of Designers and Interpreters for Museums, 1987, pp. 3-16.

Reilly, James M. *Care and Identification of 19th -Century Photographic Prints*. Rochester: Eastman Kodak Company, 1986.

9.4. 展示会場設営の材料について

Blackshaw, S.M. and V.D. Daniels. "The Testing of Materials for Use in Storage and Display in Museums." *The Conservator* 3 (1979): 16-19.

9.5. 梱包および輸送箱について

Dudley, Dorothy H., Ima Bezold Wilkinson, et al. *Museum Registration Methods*. 3rd ed., rev. Washington, DC: American Association of Museums, 1979.

Holden, C, "Notes on the Protection of Modern Works of Art during Handling, Packing and Storage." *The Conservator* 3 (1979): 20-24.

Horne, Stephen A. *Way to Go! Crating Artwork for Travel*. Hamilton (NY): Gallery Association of New York State, Inc., 1985.

Richard, Mervin, Marion Mecklenburg, and Ross Merrill, eds. *Handbook for Packing and Transporting Paintings*. Washington, DC: National Gallery of Art, 1991. 特に「美術品の輸送」の章を参照。

9.6. クーリエとアカンパニアについて

The Registrars' Sub-Committee for Professional Practice. "A Code of Practice for Couriering Museum Objects." Photocopy from the American Association of Museums, Washington, DC, June 1986.

Rose, Cordelia. *Courierspeak: A Phrase Book for Couriers of Museum Objects*. Washington, DC: Smithsonian Institution Press, 1993.

10 助言の依頼先

アメリカ美術館連合(旧アメリカ美術館協会)

American Alliance of Museums (formerly American Association of Museums) 1575 Eye Street
NW, Suite 400
Washington DC 20005
U.S.A.
202.289.1818 tel
<http://www.aam-us.org/>

アメリカ文化財保存学会本部

American Institute for Conservation (AIC)
1156 15th Street NW, Ste. 320
Washington, DC 20005
U.S.A.
202.452.9545 tel
202.452.9328 fax
<http://www.conservation-us.org/>

レジストラ・所蔵品管理専門家協会

Association of Registrars and Collections Specialists
5651 Lydell Avenue, #170763
Milwaukee, WI 53217
414.418.0516 tel
Email arcs4all@gmail.com

カナダ保存研究所

Canadian Conservation Institute
1030 Innes Road
Ottawa, Ontario K1A 0C8
Canada
<http://www.cci-icc.gc.ca/index-eng.aspx>

スミソニアン研究所材料研究・教育センター

Smithsonian Institution
Museum Support Center
4210 Silver Hill Road
Suitland, MD 20746
U.S.A.
<http://www.si.edu/mci/index.html>

ゲッティ保存研究所

Getty Conservation Institute (GCI)

1200 Getty Center Drive, Suite 700 Los Angeles, CA 90049

U.S.A.

<http://www.getty.edu/conservation/>

国際歴史・芸術作品保存研究所

International Institute for Conservation of Historic and Artistic Works

3 Birdcage Walk

Westminster, London, SW1H9JJ

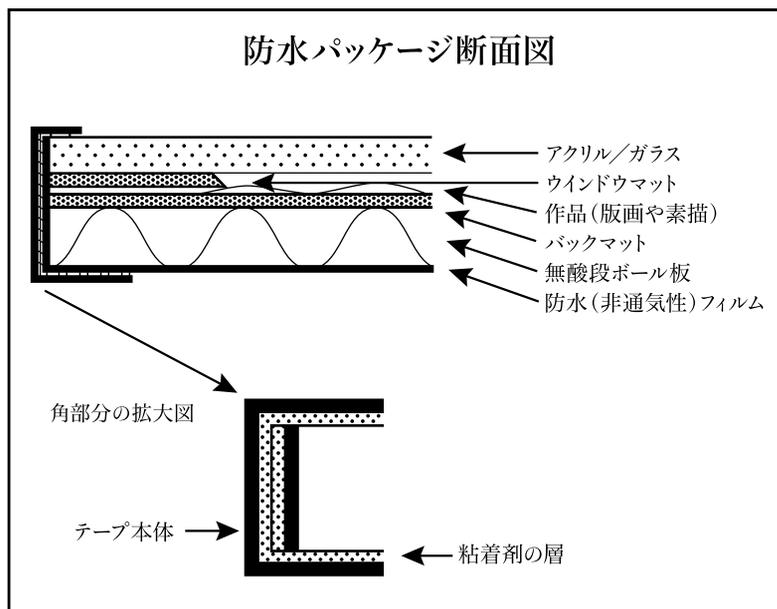
United Kingdom

<https://www.iiconservation.org/>

Bizot group のガイドラインについては以下：

<https://www.iiconservation.org/node/5168>

11 参考図



図に示したのは、水害防止のため、マットに入れた作品をグレージング材と裏板の間に挟んで密封する基本的な方法である。防水フィルムなしで使うことも可能で、その場合には、水害の心配のない輸送や額装無しの作品を取り扱う際の安全な独立パッケージになる。パッケージの密封に使うテープは、「貼り合せ式」にすることに注意されたい。つまり、まず幅の広いテープの中央部に沿って幅の狭いテープを接着面同士貼り合わせ、それからパッケージの側面をテーピングするのである（角部分の拡大図を参照）。こうすれば、マットの端に粘着剤をつけることなくグレージング材と裏板に接着させることができる。

12 免責事項

この『紙本作品貸出のためのガイドライン』(以下『ガイドライン』)は、アメリカ版画評議会(以下 PCA)のメンバーである、美術館に勤務する専門家の委員会によって制作された。意図した目的は、紙本作品の展示や貸出しにまつわる「最も優れた方法」の要点を記すことによって、ガイドラインを提供することである。『ガイドライン』が美術館や図書館、個人コレクションを管理する者たちの役に立つのは、一般的な情報を得るという目的のためのみであり、いかなる形であれそれに依拠したり、自身の判断に則ったやり方に代えてはならない。この『ガイドライン』やそこに記されたあらゆる情報を利用、参照する者はすべて、ガイドラインについての自身の判断や理解に責任を負う。ある者の事情や目的、使用にガイドラインが適用しうるか、あるいは適切であるかということについては、PCA は明示的にであれ黙示的にであれ、いかなる表明あるいは保証をしない。

別の記述のない限り、『ガイドライン』に記された情報や見解は、記された時期、あるいは時期が記されていない場合は準備された時期の作業法や業界標準に則っており、未来のいかなる時点のものでもない。かかる慣例や標準は絶えず進化発展を遂げており、それゆえ『ガイドライン』やそこに含まれる情報および見解は、予告なく変更しうる。後に活用可能となった情報や、執筆や準備機関の後に現行の作業法や業界標準に加えられた有用な変化を反映するため、あるいは誰であろうかその人物の特有の事情や目的、使用法の説明をするために、PCA は『ガイドライン』やそこに記された情報もしくは見解について、改訂もしくは別の方法による変更を加える義務を一切有しない。

PCA は PCA のメンバーか否かは問わずあらゆる人物に対し、たとえ予見可能なものであったとしても、『ガイドライン』に含まれる情報を使用もしくは参照したことによって、あるいはそれに関することによって引き起こされた、接触、不法行為(過失を含む)、法定上の義務違反その他による、損失もしくは損傷について、法的責任を負わない。特に PCA は以下のことについて法的責任を負わない。(i)『ガイドライン』やそこに記された情報、あるいは見解を、何らかの形で使用、参照、依拠したことに基づくと推定されるにせよ、しないにせよ、あらゆる美術作品に対するあらゆる損傷、あらゆる美術作品のために被ったあらゆる経費や支出、あらゆる相手との係争によって証したあらゆる請求、経費、法的責任。(ii) 事業や収入、利益のあらゆる損失。(iii) 事業機会や友好、評判のあらゆる損失。(iv) あらゆる間接的な損害や価値の低減、あらゆる種類の損害や費用。

ウェブサイトへのアクセスについて

本書のデータは電子版によって提供される。このメディアによって送られる資料は、電子信号を通じた伝達の過程で変化が加わる可能性のあることに留意されたい。それゆえ配信された電子版と原本との間のあらゆる違いについて、PCA は責任を負わない。

初版訳者あとがき

学芸員として働いていれば、美術作品を貸す側の立場にたつ場合であれ、借りる側の立場にたつ場合であれ、梱包、輸送、クーリエ、環境管理、保険などの問題は、日々切実に関わってくる問題です。本書は、こうした問題を実践的な視点でとらえ、簡潔かつ要を得たかたちで業務の指針を示しています。ベテランの学芸員にとっては、現実のやっかいな問題にあたったときにしばしば判断のベースを提供してくれるでしょうし、新米の学芸員にとっては、作品管理業務のポイントや考え方を手際よく示してくれているといえるでしょう。本書は北米の美術館の状況・慣習を前提に書かれてはいますが、その基本的な内容は、ヨーロッパの美術館にも共通するものです。実際、今年6月にオタワで開かれた版画素描学芸員国際諮問委員会(IAC)のミーティングで、本書は有用なマニュアルとして全会員館に推奨されています。一方で、わが国における状況と比較するとどうでしょうか。本書に書かれた貸出手続き上の問題の多くは、作品の貸し借りを伴う美術館に数年以上在籍した学芸員ならば、おおよそ経験的に理解している内容であるかもしれません。しかし、おそらく最も未発達な部分は、作品管理業務の随所で必要とされる、学芸スタッフと保存修復スタッフとの緊密な連携であるように思われます(保存修復スタッフの不在、予算の不足、施設的な制約など)。この点は、今後日本の美術館が解決していかなければならない大きな課題といえます。所蔵作品の「保存」という目的と「鑑賞機会の提供」という目的の間にある避け難い対立関係は、光に対して弱い紙本作品において特に先鋭に現われてきます。この問題は、おそらく観念的な議論によって一義的に解決され得るようなものではなく、われわれ学芸員の日常的な業務の実践のなかで、そのつどリーズナブルな妥協点をさがっていかねばならない性質のものでしょう。昨今、「社会のなかでの美術館の機漧」「美術作品の有効な活用」という考えのもとで、展示活動や作品の貸借を積極的に促進しようとする流れがあります。このこと自体は、美術館に課せられた役割の一面としてたいへん重要な事柄ですが、それを補完するものとして、長期的な視野にたった保存に対する明確な姿勢をもたなければ、バランスを失ってしまうことは明らかです。美術館には、古文書館や歴史記念館と同様に、「文明の記憶の保管庫」としての根本的な使命もあることを忘れてはならないと思います。序文のなかでも強調されているように、本書は「ガイドライン」であって、「ルール」ではありません。貸出に関する判断は当然、各所蔵機関が独自の権限と責任をもって行なうべきものです。しかしながら、今日これほど多くの美術作品が国内・国外を問わず日常的に貸し借りされている状況のなかで、美術館同士ができる限り互いに共通した考え方のベースをもつことは、不要なトラブルを避け、相互の信頼関係を築いていく上で、きわめて重要なことと思われまふ。翻訳は、紙本作品担当学芸員である越川が1章および5章以降を、紙本修復家である坂本が2～4章を担当し、相互に訳文を検討・推敲しました。学芸員向けマニュアルであることを考慮して、科学的な専門用語は極力避け、美術館業務で日常的に使われる用語を心がけたつもりですが、あまり類書のない内容であるため、思わぬ誤訳や不備もあるかと思ひます。読者から忌疎のないご指摘をいただければ幸いです。最後に、このささやかな翻訳の刊行を実現するにあたってさまざまなご支援、ご助言をいただいた関係各位に厚く御礼申し上げます。

平成10年11月

越川倫明

2015年版訳者あとがき

このガイドラインの初版原著は1995年に出版されました。わが国では1998年に越川倫明・坂本雅美の両氏による翻訳が、国立西洋美術館から出版されています（アメリカ版画評議会編『紙本作品貸出のためのガイドライン』越川倫明／坂本雅美訳、国立西洋美術館、1998年）。今回改めて翻訳したこの改訂版（2015年版）は、初版に大幅な加筆・訂正を加えたもので、原著英語版は2015年にインターネット上で入手できるPDFの形で公開されました。

[\(http://www.printcouncil.org/study/publications/\)](http://www.printcouncil.org/study/publications/)

今回の改訳は、アメリカ版画評議会の現代表ジェイムズ・A・ガンツ氏からの提案によるものです。訳者（渡辺）が2014年にワシントン・ナショナル・ギャラリーで開催された版画素描学芸員国際諮問委員会に出席した折、ガンツ氏より2015年版の翻訳を持ちかけられ、越川・坂本両氏の承諾を得たうえで改訳に取り掛かりました。改訳にあたっては加筆・訂正部のみに手を加えました。

初版が出版されてからこれまでの約20年間に、ほかの分野と同様美術品をめぐる分野でも、用いる技術に大きな変化がありました。紙本作品に関係する業務における特に重要な変化は、情報発信手段としてのインターネットの普及、グレージング等に用いる新素材の開発、そしてLED照明でしょう。改訂版はこうした変化に対応した内容となっています。一方、おそらく初版に対する反響を取り入れた結果と思われるのですが、より貸出し作業の現実を重視している印象を受けます。

この20年で、美術館をめぐる状況も変化しました。すでに初版出版時にその傾向はありましたが、近年ますます大規模な美術展が頻繁に開催されるようになり、そのたびに莫大な金額が動いています。多くの国において、美術館は自ら予算を稼ぐ義務を負わされ、稼げない館は活動を縮小し、時には閉館へと追い込まれる事態も生じています。美術作品が金を稼ぐ道具と成り果ててしまいかねない現在の状況において、作品を保存し活用する原則を問い直すことは、これまでも増して重要な意味をもっているでしょう。本書は小さく地味な冊子ですが、美術館そして学芸員の仕事のあり方の、指針を示しているように思います。

改訳作業にあたり、関係各位にさまざまな形でお世話になりました。特に西川しずか氏には、初版テキストの入力や校正を手伝っていただきました。記して感謝いたします。

平成28年4月

渡辺晋輔（国立西洋美術館主任研究員）